

教 調 第 609 号

平成 31 年 3 月 12 日

総務部法務学事課私学・情報公開課長 様

教育委員会事務局学校調整課総括課長

児童生徒の生命尊重ポスターの送付及び掲示について（依頼）

このたび、標記ポスターを作成し、県内の全学校等に送付することといたしました。

これは、岩手県内全ての児童生徒がかげがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくこと、また、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合には「誰かに相談することが大切」ということについて、児童生徒及び教職員が理解し、目に見える形で日常的に意識できるよう、全ての学級及び県・市町村の関係公所に掲示し、県を挙げて生命尊重の啓発を図るものです。

ついては、下記に留意の上、ポスターの活用が図られますよう貴管轄の各小・中・高等学校・特別支援学校へ周知願います。

記

1 送付予定日（業者から直接学校へ送付）

平成 31 年 3 月 29 日（金）

2 留意点

- ・ ポスターは、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生・高校生用の 3 種類があること。
- ・ 各学級に必ず掲示すること。
- ・ 廊下等に適宜掲示すること。
- ・ 大切に扱うべきポスターであることを児童生徒に指導すること。
- ・ 道徳や保健体育等の授業等、機会をとらえてポスターを活用すること。

【担当】 学校調整課 生徒指導担当
坂本・下権谷
TEL : 019-629-6146
FAX : 019-629-6144